## 生活保護基準引き下げの中止を求める意見書

厚生労働省の「生活扶助基準に関する検討会」は11月30日、生活保護のうち食費・被服費・光熱費などに当たる生活扶助基準の見直しを検討する報告書をまとめた。その内容は「低所得者の夫婦と子ども一人世帯や60歳の単身世帯の生活扶助費に相当する家計支出が生活保護生活扶助基準より低い」と報告されている。これを受けて厚生労働大臣は、2008年度予算で生活扶助基準の引き下げを検討する姿勢を示したと報道された。

現在、格差と貧困の広がりの中で低所得者は生活扶助基準を下回る生活を余儀なくされている。その層より生活保護の生活扶助が高いといって生活保護の切り下げをすることは「貧困への底抜け」を招くものと専門家も指摘し「生活扶助より低い生活をしている低所得者層の引き上げこそ求められているのに本末転倒だ」、「すでに老齢加算や母子加算の削減・廃止をしているのに、これ以上の切り下げでは生活できない」との批判の声も上がっている。

今、必要なことは、生活保護を受けている人たちの生活実態がどうなっているのか、憲法第25条で示す「健康で文化的な最低限度の生活」の検証、最低賃金や課税基準、あらゆる制度の活用への影響など論議することである。

よって、本市議会は、政府に対し、今回の「検討会報告」による生活保護の生活 扶助基準引き下げ作業は中止をすることを求めるものである。

上記、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成19年12月21日

三鷹市議会議長 石 井 良 司